

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月28日

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 割田 亥知朗

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 QUOカード購入及び役務
- (2) 内容 別添の仕様書に定める
- (3) 履行期間 平成29年9月25日～平成29年9月29日
- (4) 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構本部
東京都港区高輪3丁目22番12号

2 入札参加資格

- (1) 契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 有効期間が平成28年度以降の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてB～D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 次の事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 当機構またはその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不利の利益を得るため連合した者
 - ウ 第一交渉権者の契約締結または契約者の契約履行を妨げた者
 - エ 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険

※ 各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

- ④ 旧運営委託法人と関連のある者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に該当する者
 - ⑥ その他理事長が不相当と判断した者
- (4) その他、次の各号に該当する者
- ① 仕様書に示された業務内容を適切に遂行でき、かつ当該業務の一部または全部を再委託することなく、単独で業務の運営に携わることができる者
 - ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がない者
 - ③ 過去3年間、本店、支店・営業所及び子会社等の関連事業所のすべてを含めて営業停止等の行政処分を受けていない者

3 応募申請書等書類の交付期間及び場所

- (1) 交付書類 競争参加資格確認申請書、入札説明書、仕様書、入札書、委任状、保険料納付に係る申立書
- (2) 期 間 平成29年8月29日（火）から平成29年9月11日（月）までの（土日祝日を除く）9時から17時まで、機密保持に関する誓約書（本公告添付：別添1）と引き換えに交付する。

(3) 場 所 （独）地域医療機能推進機構本部 3階 総務課会計係

※ 応募申請書等の書類交付時に名刺等身分が証明できるものを提出すること。

4 入札参加希望者の申込み

参加希望者は、期限までに次の書類を（独）地域医療機能推進機構本部総務課会計係まで提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年9月12日（火）16時必着
- (2) 提出書類

【事業者の参加資格に関するもの】

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 添付書類
 - ア 有効期間が平成28年度以降の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の関東・甲信越地域の競争参加資格の写し
 - イ 営業経歴書
 - ウ 事業概況（本社・営業所一覧所在地がわかる資料を含む）
 - エ （法人の場合）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
（個人の場合）申込者本人の住民票及び身分証明書の写し
 - オ 法人税または所得税及び消費税・地方消費税「その3の3」の納税証明書
 - カ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書写し
 - キ 保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類
 - a 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本または領収証書の写し若しくはこれに準ずる書類
 - b 直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書または労働保険料の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類

- ク (法人の場合) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書)
(個人の場合) 営業用純資本に関する書類及び収支計算書
- ケ 営業にあたっての認可・許可等が義務付けられている者にあつては、その営業許可証の写し

※ 本年度に当機構が行った別の入札に応募し、既に上記ア～ケの添付書類を提出している者は、同書類の提出は省略できる。

※ 提出された書類は理由の如何に関わらず返却しない。

5 入札、開札日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年9月14日(木) 午前11時
- (2) 場 所 (独) 地域医療機能推進機構本部 研修棟3階会議室

6 入札の無効

本公告に示した入札参加資格がない者による入札及び入札条件に違反した入札については無効とする。

7 契約相手方の決定方法

契約事務取扱細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

8 その他

- (1) 本件に係る質問については、平成29年9月8日(金)15時までに、下記の間合せ先に電子メールまたはFAXにて質問書を提出すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否「要」
- (4) 入札保証金及び契約保証金「免除」

<問合せ先>

- 【担 当】 総務課会計係
- 【E-mail】 kaikei@jcho. go. jp
- 【FAX】 03-5791-8258

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 割田 亥知朗 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構がQ.U.Oカード購入及び役務(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上